

宿泊約款

ポイントパッケージンリロ オーナーは、契約時に定める規約に準じ、以下約款の限りではありません

第1条（適用範囲）

- 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出て頂きます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

- 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（7日を越えるときは7日間）の基本宿泊料を限度として当施設が指定する日までにお支払いいただけます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払の際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払を要しないこととする特約）

- 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約の締結に応じることがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 施設の営業休止や営業規模の縮小に伴い十分な宿泊サービスを提供できないとき。

4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

5) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

- 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える要望の実現もしくは履行を要求したとき

ハ 宿泊に関し、当施設又は当施設職員・関係者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある法令の定める行為を繰り返したとき。

6) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

7) 宿泊しようとする者が、法令で定める特定感染症の患者等であるとき。

8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

9) 当施設が所在する都道府県又は市町村が制定する旅館業法施行条例が定める宿泊を拒むことができる事由に該当するとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

1 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

第7条（当施設の契約解除権）

宿泊約款

- 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える要望の実現もしくは履行を要求したとき
 - 宿泊に関し、当施設又は当施設職員・関係者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある法令の定める行為を繰り返したとき
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が法令で定める特定感染症の患者等であるとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 当施設が所在する都道府県又は市町村が制定する旅館業法施行条例が定める宿泊を拒むことができる事由に該当するとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がこれまで提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

- 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、連絡先
 - 外国人にあつては、国籍、パスポート番号、入国地、入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が第12条の料金の支払を、宿泊券、割引券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

- 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げ

る追加料金を申し受けます。 一時間あたり 3,000円（消費税別）

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設内において、当施設が定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間）

- 当施設の各施設等の営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスダイレクター等でご案内いたします。
- 各営業時間は、必要やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条（料金の支払）

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、宿泊申込み時に提示し承諾を得た金額となります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、または当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条（当施設の責任）

- 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条（契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い）

- 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できない事について、当施設の責に帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条（貴重品等の取り扱い）

- 原則として宿泊客の物品、または現金並びに貴重品はお預かりいたしません。やむを得ず預かる場合は、当施設は、滅失、毀損等の責任を執らないことを宿泊客との間で取り交わし合意の上で保管いたします。
- 宿泊客が客室にお持込になった物品又は現金並びに貴重品の滅失、毀損に付いて、当施設はその責を負いません。

第16条（宿泊客の手荷物又は携帯品の取り扱い）

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解していたときに限って責任をもつ

宿泊約款

て保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡すると共にその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 30 日間保管をし、その後、廃棄します。
- 貴重品、現金、旅券等当施設が重要と認めた物品については、7 日間保管の後、管轄の警察署にとどけます。

第 17 条（駐車場の責任）

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の委託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当り、当施設の過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により、当施設が損害を被った時は、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項関係）

		内容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本料金（室料（又は室料・食事料）） （室料は事前に明示し了解を得た金額をさす）
	料金追加	(2) 飲食料及びその他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税

備考：税法が改訂された場合は、その改訂された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数		契約解除の通知をうけた日				
		不泊	当日	前日	3 日前	
一般	9 名まで	100%	80%	50%	30%	-
		不泊	3 日前	7 日前	14 日前	20 日前
団体	10 名～99 名まで	100%	80%	50%	30%	

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、短縮日数分の違約金を収受します。

3. 団体客（10 名以上）の一部について契約の解除があった場合、解除した人数のうち宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数がでた場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

宿泊約款

宿泊約款第10条の定めによるご利用規則

これは施設の公共性とお客様の安全のため、下記の規則をお守り下さいますようお願いいたします。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により、宿泊のご継続及び館内諸施設の利用をお断りする事もあります。

記

- 1) 客室を宿泊及び飲食以外の目的にご利用されることは堅くお断りいたします。
- 2) 廊下及び客室内でアイロン及び備え付け以外の暖房用、炊事用などの火気のご使用は、お断りいたします。
- 3) ベッドの中での喫煙をなさらないでください。
- 4) みだりに外来客を客室内に招き諸施設及び諸物品を使用させたりなさらないでください。
- 5) 館内及び客室内の備品を所定の位置からみだりに移動したり、許可なく変更、加工なさらないでください。
- 6) 館内に次の如きものをお持込なさらないでください。
 - ア) ドッグヴィラ棟以外の施設への愛玩の動物、鳥類等 (ただし、盲導犬は除く)
 - イ) 悪臭を発するもの
 - ウ) 常識的な量をこえる物品
 - エ) 許可のない鉄砲、刀剣等
 - オ) 発火又は引火しやすい火薬、揮発油類等
- 7) 館内及び客室内で、高声、放歌及び喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、また、賭博や公序良俗に反する行為をなさらないでください。
- 8) 館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売などなさらないでください。
- 9) 廊下やエントランス、フロントなどに所持品を放置なさらないでください。
- 10) 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りいたします。
- 11) 現金、貴重品等の客室内における紛失、盗難等につきまして施設は責任を負いかねます。
- 12) お忘れ物の保管はお申し出のない限り3ヶ月とさせていただきます。但し、生鮮食品・食品・飲料につきましては処分させていただきます。その後の処理につきましては法にもとついて取り扱いさせていただきます。

ルールを守り、楽しく、快適なお時間を過され、思い出に残るご宿泊でありますように。

《特記事項》※以下の事項はすべての宿泊者に適用されます。

当施設利用に際して、株式会社リロバケーションズが管理権限を有しない部分（施設利用者で共同利用する施設における大浴場、カラオケルーム、廊下、階段、エレベーター、屋外敷地等の共有部）にて事故等に遭遇し、管理上の過失責任について疑義がある場合、弊社を介して管理責任者（委託運営会社）に申し出をおこなうこととなります。尚その場合、弊社が管理責任を負うことが出来ないこと、予めご了承ください。